

# 平成23年度 事業報告書



青梅市・福生市・羽村市・あきる野市  
瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

# 目 次

<b>1 会議等</b>	
(1) 会議等開催状況	1
(2) 会議等内容	2
参考資料1 市町村総合交付金（圏域分）の採択基準見直しについて	
参考資料2 西多摩地域広域行政圏における単独事業の取扱いについて	
<b>2 部会及び分科会の活動等</b>	19
<b>3 要望行動</b>	
(1) 青梅線、五日市線及び八高線の改善についての要望	21
<b>4 共同事業</b>	
(1) 西摩地域広域行政圏体育大会	34
(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	42
(3) 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業	45
(4) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業	49
<b>5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用</b>	51
<b>6 後援名義の使用承認</b>	53
<b>7 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算</b>	56
(1) 総括表	56
(2) 歳入歳出決算事項別明細書	
① 一般会計	57
② 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計	59
③ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計	60
④ 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業特別会計	61
⑤ 西多摩地域の情報発信力向上のためのホームページ（Webサイト）改修事業	62
<b>8 実施計画事業に対する財源確保状況</b>	
(1) 東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業	
① 共同事業	63
② 個別事業	63
<b>付 属 資 料</b>	64
○ 協議会規約 ○ 審議会規程 ○ 副市町村長会規程 ○ 幹事会規程 ○ 分野別検討部会規程	
○ 開発部会設置要領 ○ 生活部会設置要領 ○ 産業部会設置要領 ○ 教育文化部会設置要領	
○ 環境部会設置要領 ○ 協議会委員名簿 ○ 審議会委員名簿 ○ 副市町村長会名簿	
○ 幹事会・事務局員名簿	

## 1 会議等

### (1) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	5
5	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	10
6	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会、分科会）	3
7	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会、分科会）	9
8	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会）	4
9	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会・担当者会）	6
10	西多摩地域広域行政圏協議会環境部会（部会）	2
11	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会、実行委員会、準備委員会	8
	延べ回数	53

(2) 会議等内容

年月日	会議名	会議内容
23.4.27	第20回体育大会第3回 大会委員会	(議題) 1 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会 (1) 大会結果について (2) 決算報告について
4.28	第1回 開発部会 「公共交通問題分科会」	(議題) 1 青梅線、五日市線及び八高線にかかる改善 要望の見直し 2 青梅線、五日市線及び八高線にかかる改善 要望について
4.28	第162回 幹事会 第182回 事務局会議	(議題) 1 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会 事務日程(案) 2 視察研修について 3 市町村総合交付金圏域分採択基準見直し による今後の取扱いについて(東京都行政部) [参考資料1参照]  (報告事項) 1 平成23年度共同事業 2 西多摩地域入込観光客数調査実施の延期 3 消費生活相談広域連携の実施状況
5.18	第1回 教育文化部会 「図書館分科会」	(議題) 1 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会 共同事業 2 しおりの作成について 3 市町村総合交付金圏域分採択基準見直し による今後の取扱い
5.30	体育大会第1回準備委員会	(議題) 1 第21回西多摩地域広域行政圏体育大会 (1) 大会開催要項の確認 (2) 大会委員会会則の確認 (3) 実行委員会会則の確認 (4) 大会実施要項(案) (5) 大会日程表(案) (6) 実行委員会(案)役員名 (7) 予算(案) (8) 賞状文 (9) 大会顧問と来賓あいさつ (10) 今後の日程
6.15	第1回 西多摩図書館担当 者連絡会議	(議題) 1 広域利用周知用しおりの作成について 2 広域利用周知用ガイドブック等の取扱い 3 広域利用事業の課題について

年月日	会議名	会議内容
6.22	第2回 開発部会 「公共交通問題分科会」	(議題) 1 平成23年度青梅線、五日市線及び八高線にかかると改善要望について 2 要望行動(日程、要望団の編成)について
6.24	体育大会第1回大会委員会	(報告事項) 1 第21回大会へ向けての準備経過  (議題) 1 第21回西多摩地域広域行政圏体育大会 (1) 大会委員会名簿 (2) 大会実施要項(案) (3) 日程表、競技種目別開催会場(案) (4) 総合開会式兼前夜祭実施要項・要領(案) (5) 総合閉会式実施要項(案) (6) 大会予算(案) (7) 大会開催要項 (8) 大会委員会会則 (9) 大会実行委員会会則 (10) 大会組織図
6.27	第163回 幹事会 第183回 事務局会議	(議題) 1 平成22年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案) 2 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案) 3 平成23年度青梅線、五日市線及び八高線にかかると改善要望(案)  (報告事項) 1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業委託業者選考結果 2 西多摩地域の情報発信力向上のためのホームページ(Webサイト)改修事業委託業者選考結果  (その他) 1 市町村総合交付金圏域分採択基準見直し [参考資料参照]
6.29	第1回生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業業務 (1) 企画提案書について(今年度の協議体制・スケジュール等)

年 月 日	会 議 名	会 議 内 容
7. 4	第 71 回 副市町村長会	(報告事項) 1 平成 2 3 年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程  (議題) 1 平成 2 2 年度西多摩地域広域行政圏協議会決算 (案) 2 平成 2 3 年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算 (案) 3 平成 2 3 年度青梅線、五日市線及び八高線にかかる改善要望 (案)
7. 8	第 78 回 協議会	(報告事項) 1 平成 2 3 年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程  (議題) 1 平成 2 2 年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算 (案) 2 平成 2 3 年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算 (案) 3 平成 2 3 年度青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書 (案) 4 協議会役員の改選
7. 27	審議会	(報告事項) 1 広域行政圏施策の概要 2 平成 2 2 年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算 3 平成 2 3 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業 4 平成 2 3 年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算
7. 29	体育大会第 1 回実行委員会	(報告事項) 1 第 2 1 回西多摩地域広域行政圏体育大会 (1) 大会開催要項、大会委員会名簿 (2) 大会委員会会則 (3) 実行委員会会則 (4) 大会組織図 (5) 大会実施要項、競技種目別開催会場 (6) 総合開会式兼前夜祭実施要項 (7) 総合閉会式実施要項 (8) 大会予算、競技種目別運営委託料  (協議事項) 1 実行委員会役員 (案) 2 実行委員会部会 (案) (1) 総務部会 (案) (2) 競技部会 (案) 3 競技種目別開催会場設営 4 競技種目別実施要項等の作成

年月日	会議名	会議内容
(7.29)	(体育大会第1回実行委員会)	5 競技種目別運営委託料 6 今後の日程
8.17	第2回生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業業務 (1) 協議の進め方(案) (2) 今年度の検討事項 (3) 今年度の検討事項の進め方 (4) 次回分科会の検討テーマと進め方
8.23	第184回 事務局会議	(議題) 1 ホームページ改修
8.24	J R 三線改善要望行動	青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書の提出について
9.30	体育大会第2回実行委員会	(議題) 1 第21回西多摩地域広域行政圏体育大会内容 (1) 総合開会式兼前夜祭 (2) 総合閉会式 (3) 総合プログラム (4) 競技種目別委託料 (5) 各競技申込み状況 (6) 賞状の書き方
10.4	体育大会第2回大会委員会	(議題) 1 第21回西多摩地域広域行政圏体育大会内容 (1) 競技会場・開始時間等 (2) 競技参加チーム数・参加選手 (3) 総合開会式兼前夜祭実施要領 (4) 総合閉会式実施要領 (5) 総合プログラム・競技プログラムの配付 (6) 大会派遣費・委託金等
10.7	第3回生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 西多摩地域における初期救急医療の現状と課題 (1) 東京都の救急医療政策の概況 (2) 西多摩地域の初期救急医療の状況 (3) 課題・論点整理 2 平成24年度事業
10.12	第2回 教育文化部会 「図書館分科会」	(議題) 1 平成24年度共同事業(案)及び予算(案) 2 今後の図書館分科会における広域連携課題
10.14	第1回産業部会	(議題) 1 平成24年度事業(入込観光客数調査)

年月日	会議名	会議内容
10.21	第164回 幹事会 第185回 事務局会議	(議題) 1 平成24年度西多摩地域広域行政圏協議会 共同事業(案) 2 平成23年度以降の西多摩地域広域行政圏 における単独事業の取扱い(案) [参考資料2参照]  (報告事項) 1 JR東日本八王子支社要望活動報告 2 市町村総合交付金圏域分採択基準(案)の 見直し [参考資料参照]
10.25	第186回 事務局会議	(議題) 1 ホームページ改修 (1) ホームページ改修の概略 (2) トップページのデザイン (3) コンテンツ及びサイト構成 (4) 今後のスケジュール (5) 資料の提供
10.26	第4回 生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 西多摩地域における小児救急医療の現状と 課題 (1) 東京都の小児救急医療政策の概況 (2) 西多摩地域の小児救急医療の状況 (3) 課題・論点整理
11.7	第1回 生活部会	(議題) 1 広域行政圏計画の現状等 2 今後の部会の進め方
11.8	第2回 産業部会	(議題) 1 広域行政圏計画の現状等 2 今後の部会の進め方
11.8	第1回 教育文化部会	(議題) 1 広域行政圏計画の現状等 2 今後の部会の進め方 3 市町村総合交付金圏域分採択基準の見直し
11.11	第1回 環境部会	(議題) 1 広域行政圏計画の現状等 2 今後の部会の進め方
11.11	第1回 開発部会	(議題) 1 広域行政圏計画の現状等 2 今後の部会の進め方
11.15	第187回 事務局会議	(議題) 1 ホームページ改修 2 トップページのデザイン 3 コンテンツ及びサイト構成 4 資料の提供

年月日	会議名	会議内容
11.18	第165回 幹事会 第188回 事務局会議	(議題) 1 平成24年度西多摩地域広域行政圏協議会 予算(案) 2 広域連携の課題  (報告事項) 1 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページ の改修
11.25	第5回 生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 看護師の確保・質の向上等 看護師の確保策、看護師の質の向上・育成策、 看護師の離職防止 2 報告書の中間報告
12.21	第6回 生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 事務用品の共同購入 (1) 各公立病院の事務用品購入に係る現状 (2) 今後の共同購入の進め方の検討 2 青梅市立総合病院・奥多摩病院2病院間協議 事項 3 報告書原案
12.27	第3回 産業部会	(議題) 1 来年度に向けての課題検討等 (1) 検討課題 (2) 検討体制 (3) 今後の進め方
12.27	第2回 教育文化部会	(議題) 1 来年度に向けての課題検討等 (1) 検討課題 (2) 検討体制 (3) 今後の進め方 2 市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに 伴う体育大会の事業成果・効果(案)の提出
24.1.13	第2回 環境部会	(議題) 1 来年度に向けての課題検討等 (1) 検討課題 (2) 検討体制 (3) 今後の進め方
1.16	第7回 生活部会 「保健医療分科会」	(議題) 1 西多摩地域における公立病院の連携と役割 分担に関する検討報告書(案)
1.16	第2回 生活部会	(議題) 1 西多摩地域における公立病院の連携と役割 分担に関する検討報告書(案)

年月日	会議名	会議内容
1.19	第189回 事務局会議	(議題) 1 ホームページコンテンツ及びサイト構成 2 ホームページ管理運用取扱要領(案) 3 今後のスケジュール
1.24	第166回 幹事会 第190回 事務局会議	(議題) 1 市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う体育大会の事業成果・効果(案)の提出 2 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書(案) 3 平成24年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)及び予算(案) 4 広域行政圏計画の検討課題  (報告事項) 1 平成23年度共同事業の実施状況
2.2	第1回 教育文化部会 「国体分科会」	(議題) 1 事業の選定
2.2	第72回 副市町村長会	(議題) 1 市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う体育大会の事業成果・効果(案)の提出 2 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書(案) 3 平成24年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)及び予算(案)  (報告事項) 1 平成23年度共同事業の実施状況
2.7	第79回 協議会	(議題) 1 市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う体育大会の事業成果・効果(案)の提出 2 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書(案) 3 平成24年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)及び予算(案)  (報告事項) 1 平成23年度共同事業の実施状況
2.15	審議会	(諮問事項) 1 平成24年度西多摩地域広域行政圏協議会予算

年月日	会議名	会議内容
(2.15)	(審議会)	(報告事項) 1 平成23年度共同事業の実施状況 2 市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う体育大会の事業成果・効果の提出 3 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書
2.16	第191回 事務局会議	(議題) 1 ホームページコンテンツ及びサイト構成確認 2 コンテンツの更新頻度及び掲載基準 3 「ホット西多摩」の入力方法 4 ホームページ利用要綱
2.28	体育大会第3回実行委員会	(報告事項) 1 大会結果 2 参加チーム数・参加選手数 3 総合開会式兼前夜祭及び閉会式の出欠状況 4 大会収支決算及び前夜祭収支決算  (その他) 1 第22回西多摩地域広域行政圏体育大会の開催日程 2 次大会への申し送り事項
3.27	体育大会第3回大会委員会	(報告事項) 1 大会結果 2 参加チーム数・参加選手数 3 総合開会式兼前夜祭及び閉会式の出欠状況 4 大会収支決算及び前夜祭収支決算  (その他) 1 第22回西多摩地域広域行政圏体育大会
3.29	第4回産業部会	(議題) 1 西多摩地域入込観光客数調査 (1) 現地下見調査 (2) 来訪者アンケート調査 (3) 来訪者カウント調査 (4) 観光レクリエーション関連施設利用実績調査 (5) 行祭事・イベント等入込者数実績調査

## 市町村総合交付金(圏域分)の採択基準見直しについて

### 【幹事会における協議経過について】

(東京都からの説明(H23. 4/28))

- 国の広域行政圏施策が廃止され、今後の広域行政圏の存廃については関係市町村による自主的な協議となったことを受けて、都としても、今後の財政支援のあり方を検討する時期にあることから内部検討を進めてきた。また、平成23年度からの新しい広域計画の内容も踏まえた上で、今回、圏域分の採択基準を見直すこととした。

### [当初提案の内容及びポイント]

- 今後は圏域行政の発展のために行う連携事業、事業の準備段階で行われる調査研究事業について支援する。  
事業内容は、多摩振興プロジェクトの6つのテーマ、①基盤整備、②産業振興、③歴史・文化の発掘、発信、④暮らしの安全性や利便性、⑤人材育成、⑥環境保全に関連する事業とする。
- 広域行政圏計画の策定及び推進事務(会議費、事務費)に要する経費については支援の対象外経費とする。
- 連携事業のうち、圏域が抱える地域課題解決に向けた取り組み及び他の連携事業の先駆けとなるような取組については、6つのテーマ、施策にかかわらず充当率の嵩上げを予定している。
- 事業採択で重視する点は、圏域事業としての位置付けとして、住民への事業効果、サービス向上、課題解決、施策テーマとの適合性などを見ながら採択の可否を決定する。
- 適用年度は平成23年度からとする。  
ただし、平成23年度については、既に各事業計画・予算が確定していることから、経過措置として旧基準を併用した激変緩和措置を設ける。
- これまで採択してきた二事業(体育大会、図書館連携)への都の理解として、  
(体育大会)  
体育大会は、圏域内の交流の活性化やスポーツの振興に寄与してきた事業ではあるが、平成22年度には20回目を迎え、近年は定例的に行われているイベント的な要素が強いと思われます。  
今後は、圏域市民の健康増進の観点から、日常においてスポーツに親しめる環境づくりや、人材育成といった側面など、新たな観点での事業展開が必要かと考えている。

(図書館広域利用事業)

市町村立図書館広域利用事業は、圏域内住民の利便性を図る事業であるが、近年では、広域行政圏に限らず、様々な地域において図書館連携が行われている。施設の相互利用やガイドブックの発行といったこれまでの方法に留まらず、新たな仕組みづくり（情報の共有化や更なる利便性の追及）の検討が必要と考えている。

これまで行ってきた共同事業の採択に当たっては、今後の課題に向けた取組が必要と思われるので、御検討をお願いしたい。

### 【主な質疑】

Q 6月幹事会に向けて協議するが、平成21年10月の協議会要望に対する回答として、上位の会議（協議会（各首長））で東京都が自ら説明することは考えているのか。また、説明を要請した場合はどうか。

A 現状では、幹事会の場で納得いただき進めたい。さらに、そういった声が出てくれば、対応しなければならないと思っているが、上の会議では正式な報告説明とし、前段階として幹事会で調整したい。

Q 見直しの中で体育大会についての今後の課題として、新たな提言をするということは、論理的には、現状どおりの体育大会では、都は支援しませんという考えが根底にあるのではないのか。体育大会については、これまで20回におよぶ実績があり、都も事実支援してきた。西多摩地域の8市町村が一堂に会して実施してきたことは、それなりに意義がある。その辺をきちんと評価願いたい。

A 20年間積み上げてきた意義は十分理解しているが、さらに、新しい展開をどのように見せていくのかを議論していただき、次の展開を目指すのも、ひとつの体育大会の進め方と都では理解している。

圏域内でどれだけの効果や成果があるのか、伺いきれていない部分があれば、その部分を是非アピールいただき、継続というものもあると思う。

従前のどおりで効果があるのであれば、それを実証というか、定量的、定性的な部分を含めて明らかにしていただいた上で考えていきたい。

Q 体育大会については、圏域住民の生きがい・仲間づくり、住民交流、健康増進といったことにも大いに貢献している。新基準の事業内容（施策テーマ）にこうしたテーマが無いので、生きがいつくり・圏域住民の交流・健康増進というものがあってもよいのではないのか。

文化・スポーツ施設の相互利用については、相互利用を促進するための事業（広報・周知・利用促進キャンペーン）についても、対象事業としていただきたい。

A 体育大会は、圏域に限らずいろんな主体で実施されているが、財政支援は圏域にし  
か支援していない。体育大会の継続を都は否定しているわけではない。今後も継続が  
必要と圏域で判断するのであれば、圏域住民にとってのこれまでの成果を検証し、そ  
の事業効果を都に示していただきたい。

「生きがい」や「健康増進等」という事業効果があるという意見の中で、そうした  
効果を検証し、都に示していただけるのであれば、そこは新基準に合致しなくもない  
ということで、今回話をさせていただいている。

「これまでやってきたから」、「地元の強い意見があるから」だけでは、都としても  
支援していくのは難しい。

24年度から新しい視点での事業展開が出来ればよいとは考えるが、24年度の予  
算編成まで時間が限られていることから、24年度分については、検討経過を都で確  
認することを条件に支援をすることが出来ると考える。

具体的には、23年度末までに中間報告、24年10月（24年度圏域分の都申請）  
までにある程度の方向性を示していただきたい。定量的・定性的なものも含め、皆様  
方が思っている認識とか、都が示した課題を例に、事業としてきちんと効果がある  
というところを整理したいと思っている。見直しのための検証ではなく、20年続けたこ  
とに対して、どれだけの効果があったのかを検証したい。

当然、今までの経緯からすると、今までやってきたことというのは、今後もおそら  
くこの状況で続くということが見込まれるので、必ずしも、体育大会の中身を見直し  
ていただかなくても、それはそれでそのまま出来るものだろうと思っている。

**(東京都(H23. 6/27))**

- 事務費にはいろいろな経費があって、例えば、会議費中の食料費、職員の賃金、旅  
費、報償費といったところは、基本的に都で見るのは厳しいと考えている。
- 事業関連の経費ということで、当然、計画がないと事業が進められないし、後は事  
業の一環としてのホームページの更新とか、今、都で採択している事業の事務費の内  
容を一度精査いただき、各市町村意見をとりまとめていただきたい。

□ 平成23年8月10日付西多摩地域広域行政圏協議会事務局長発信  
「市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う推進事務経費に関する意見について」  
【13 ページ参照】

□ 平成23年11月7日付23総行振第949号東京都総務局行政部長通知  
「東京都市町村総合交付金特別事情割特定地域振興対策圏域分の交付に係る交付対  
象事業の見直しについて(通知)」  
【16 ページ参照】

平成23年8月10日  
西多摩地域広域行政圏協議会

東京都総務局行政部  
多摩振興担当課長 様

西多摩地域広域行政圏協議会  
事務局長 古屋 孝男

市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う推進  
事務経費に関する意見について

日ごろから、西多摩地域の広域連携施策の推進にご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市町村総合交付金圏域分採択基準見直しに伴う調整に際しては、都から、圏域行政の発展のための連携事業、事業の準備段階で行われる調査研究事業について支援する考えが提示されたところです。

一方で、これまで採択されてきた広域行政圏計画の策定及び推進事務に要する経費については、財政支援の対象外とする旨が説明されております。

ご承知のように、地方自治法上では、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」、③関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」の3種類を定めております。西多摩地域広域行政圏協議会では、このうち、②の広域行政圏計画の策定、③の当該計画の推進に必要な連絡調整を目的としているところです。

西多摩地域広域行政圏協議会としては、支援の対象外とされる「広域行政圏計画の策定及び推進事務に要する経費」は、「連携事業」や「調査研究事業」に係る経費に包含されるものと考えますが、特に、行政圏における連携事業の実施に際して不可欠であり、関連性の強いと思われる経費等について取りまとめましたので、下記についてご検討されますようお願い申し上げます。

記

1 広域行政圏計画の策定経費について

地方自治法第252条の二の第5項では、普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、

当該計画に基づいて、その事務を処理しなければならないと規定しています。

しかし、一義的には、その履行を義務づける法的な拘束力を持つものではなく、特別な理由がない限りは、これらを尊重し、その内容を履行するように努めなければならない道義的な責任を負う程度であることが、協議会方式を採用する場合の課題となっているところです。

今後の広域行政圏のあり方を模索するためには、厳しい財政状況のなか、市町村が多様な住民ニーズに対応し、西多摩地域の活力や行政経営の自立性・持続性を確保するとともに、広域行政圏においても明確な目的意識を持った上で、広域課題の解決や事務の共同処理の実現を目指す必要があることから、その道筋を提示することとし、引き続き、広域行政圏計画の策定を決定したところです。

一方で、都における広域行政を推進においても、広域行政圏に対しては「広域連携課題を解決する取組」や「他の自治体モデルとなるような先駆的な広域連携事業」の展開が期待されています。

については、当該計画の策定を任意団体の自主的な計画と整理するのではなく、都における広域連携施策の推進の一端を担うものとして、広域行政圏計画の策定経費を財政支援の対象とすること。

## 2 推進事務費について

### (1) 調査研究費について

調査研究は、全国動向の把握や先進事例の調査等の基礎調査から、共同事業の具体的な協議資料を想定した研究、あるいは政策提案など、広範かつ多岐にわたる。

調査研究の事業報告についても、単に報告書の作成に限らず、多様な発表方法が存在しているところです。例えば、市町村職員の人材育成を兼ねたシンポジウム、フォーラム、研究成果を発表する講演会等も考えられることから、申請事案に基づき広範な経費を財政支援の対象とすること。

### (2) ホームページの管理・運営について

西多摩地域広域行政圏協議会のホームページの管理・運営については、広域行政圏計画の中で、西多摩地域の魅力のPRとイメージアップ戦略の一環として、構成市町村の広報媒体を補完するツールとして位置づけ、これまでも事業名称を「西多摩ネットワーク事業」と称してきたところです。

今年度（23年度）は、西多摩地域の多様な観光資源などのPRを前面に出したホームページ構成に再構築しているところです。

つきましては、西多摩ネットワーク事業にかかる経費を財政支援の対象とすること。

### 3 その他

- (1) 市町村総合交付金圏域分採択基準見直しの適用にあたっては、支援対象外とされる「推進事務に要する経費」の範囲を明確に示すこと。
  
- (2) 今回、提示し、ご相談できる具体的な事例はございませんが、事業経費や調査研究に関連して、不可欠と思われる事務経費等の範囲について、疑義が生じた場合には、事業の構想・概要、事業実現までの進め方や経費が判明した時点で、別途、ご連絡の上、ご相談させていただきたいと存じます。

関係市町村長 殿

東京都総務局行政部長  
岸 本 良 一  
(公印省略)

東京都市町村総合交付金特別事情割特定地域振興対策圏域分の交付に係る交付対象事業の見直しについて（通知）

広域行政圏の実施する事業に係る標記の件について、下記のとおり見直しを行いましたので通知します。

記

1 交付対象事業

交付の対象となる事業は、次のとおりです。

事業区分	内容
広域行政圏の事業	
① 圏域行政の発展のために行う連携事業	・基盤整備に関すること ・産業振興に関すること ・歴史、文化等、圏域の魅力の発掘、発信に関すること ・暮らしの安全性、利便性に関すること ・人材育成に関すること ・環境保全に関すること
② 圏域行政の発展のために行う調査研究事業	
広域行政圏計画の策定事業	

※会議費（委員報酬、旅費、食糧費等）、事務経費（職員費、消耗品費、旅費、負担金等）、要望活動経費は対象外とする。

2 その他

- （1）新基準は、平成23年度からの行政圏計画に基づく取組について適用する。
- （2）平成23年度の申請事業の調査、ヒアリングについては、別途お知らせします。

平成 23 年 10 月 21 日第 164 回幹事会決定

23 西広協第 46 号  
平成 23 年 10 月 21 日西多摩地域広域行政圏協議会  
幹事（企画担当部課長） 殿西多摩地域広域行政圏協議会  
事務局長 古 屋 孝 男

## 西多摩地域広域行政圏における単独事業の取扱いについて（通知）

日頃より、圏域事業につきまして御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

西多摩地域広域行政圏においては、協議会事務局で予算計上する「共同事業」と、各関係市町村で予算計上する「単独事業」に広域連携事業を区分しているところです。

「単独事業」は当該事業を所管する市町村の独自判断により、「東京都市町村総合交付金特別事情割特定地域振興対策（圏域分）」（以下「総合交付（圏域分）」という。）が申請されている実情にあり、他の圏域構成市町村では当該事業が圏域の事業として位置付けられ、処理されている事実を知り得ないという状況となっています。

さらには、東京都における事業採択の過程において、当該事業を圏域事業とする位置付ける根拠（計画上の事業明記。または会議での意志決定等）が不明であるため、遡上に挙がらない場合も考えられます。

つきましては、総合交付金（圏域分）として単独事業の申請を予定する市町村については、当該年度の申請時期までに、幹事会に当該事業を圏域事業と位置付ける旨の議題提案を行い、関係市町村との協議する方法としたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1 幹事会に諮る対象事業

東京都総合交付金（圏域分）として単独事業の申請を予定している事業  
ただし、広域行政圏計画で具体的な事務事業が明記されている場合を除く。

## 2 事務手続き

## (1) 幹事会における単独事業の提案議題の申出

例年の総合交付金（圏域分）申請時期は 11 月頃ですが、当該年度の申請を予定する市町村は、申請時までに幹事会に単独事業を圏域事業として位置付けたい旨の提案説明を行い、幹事会において広域連携の事業として相応しいか総合的に勘案した上で、その適否を判断して了承するものとする。

申請を予定、あるいは事業化を検討する市町村は、幹事会開催の 2 週間前

までに協議を要する事業について事務局に提案議題を申出るとともに、事前に説明資料を電子メールにて御送付願います。

説明資料の様式は任意とします。事業内容は、事業目的・目標、広域課題の解決への貢献・効果、圏域を構成する市町村との連携、時限事業とするなどの事業継続性等を掲載願います。

#### (2) 幹事会における協議

協議方法は、当該市町村から提案説明を受けた後、当該事業における連携方法、広域連携の必要性、広域行政圏計画との整合性及び総合交付金（圏域分）の採択基準など、に照らし合わせ、各市町村の意見、東京都の意見を総合的に勘案して広域行政圏事業の適否を判断していく。その際、幹事会の決定や東京都から意見が総合交付金（圏域分）の事業採択を約束したものではないのでご了承願います。

#### (3) 協議会等への報告

幹事会において、広域行政圏事業として位置付ける旨を了承した単独事業については、事務局から直近の協議会等で報告していきます。

#### (4) 協議会年度事業報告への掲載

単独事業は、当該年度の西多摩地域広域行政圏協議会事業報告書に事業活動の内容等を掲載していくものとします。当該市町村に対する事業活動報告の提出依頼については、別途、事務局からご連絡いたします。

### 3 適用開始

平成23年度申請事業から適用する。

## 2 部会及び分科会の活動等

### (1) 部会及び分科会

#### ① 開発部会

- ・公共交通問題分科会
- ・都市整備分科会

#### ② 生活部会

- ・福祉分科会
- ・保健医療分科会
- ・介護保険分科会

#### ③ 産業部会

#### ④ 教育文化部会

- ・芸術文化鑑賞事業分科会
- ・西多摩美術展分科会
- ・社会教育分科会
- ・体育大会分科会
- ・国体分科会（設置：平成 23 年 12 月 27 日）※産業部会との共管
- ・図書館分科会

#### ⑤ 環境部会

- ・ごみ分科会
- ・環境分科会（設置：平成 24 年 1 月 13 日）
- ・防災分科会（設置：平成 24 年 1 月 13 日）

### (2) 活動等

#### ① 開発部会（部会・分科会）

西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について、公共交通の強化に向けた検討・協議を行った。

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通である JR 3 線の改善策について、引き続き検討を行った。

#### ② 生活部会（部会・分科会）

西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について、次の事項の検討、協議を行った。

##### ○ 医療の広域ネットワークの構築

保健医療分科会では、医療の広域ネットワークの構築の一環として、西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討を行った。

#### ③ 産業部会（部会）

西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について、次の事項の検討、協議を行った。

- 入込観光客数調査とニーズ分析・マーケティング
  - 西多摩の魅力の PR とイメージアップ戦略の検討・協議  
(名所・名産品、食、イベント等の情報集約と圏域一体の魅力としての発信等)  
(第 68 回国民体育大会開催を契機としたイメージアップ方策の検討)
  - 都市から山村の多様な食材や資源を生かした地域ブランドの育成とプロモーション活動のための連携協議
  - 森林整備に伴う間伐材の利活用の循環に関する調査・研究
  - 西多摩の森を生かしたカーボンオフセット推進方策の調査・研究
- また、23 年度事業「入込観光客数調査」について、東日本大震災や原子力発電所の事故などの影響を考慮して平成 24 年度に延期した。

#### ④ 教育文化部会（部会・分科会・担当者会）

西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について、次の事項の検討、協議を行った。

- 西多摩の魅力の PR とイメージアップ戦略の検討・協議  
(第 68 回国民体育大会開催を契機としたイメージアップ方策の検討)
- 広域での効果的な共同事業や住民サービスの相互利用に向けた検討・協議  
(体育大会のあり方に関する検討・協議、図書館広域利用のあり方に関する検討・協議)
- 公共施設の効果的な広域利用方策の検討・協議
- 西多摩の人材育成・活用、交流に向けた検討・協議

また、図書館分科会では、平成 23 年度共同事業、24 年度共同事業(案)の検討及び西多摩地城市町村立図書館広域利用事業に関する情報交換を行い、図書館担当者連絡会議では、広域利用促進に向けた広報物品（あきる野市の和紙「軍道和紙」を活用した「しおり」）の作成及び広域利用事業の課題について検討を行った。

西多摩地域体育協会連絡協議会事務局が置かれる福生市スポーツ推進課を中心に、関係市町村の体育担当課長と連携して、これまでの体育大会を事業検証した。

#### ⑤ 環境部会（部会）

西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について、次の事項の検討、協議を行った。

- 西多摩の森を生かしたカーボンオフセット推進方策の調査・研究
- 災害時等の危機管理に関する広域連携体制の構築

### 3 要望行動

#### (1) 青梅線、五日市線及び八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線及び八高線の改善について、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ平成23年8月24日付で要望書を提出した。

#### [要望書]

23西広協発第32号

平成23年8月24日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 出口 秀 已 殿

西多摩地域広域行政圏協議会

会 長 竹 内 俊 夫

青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書の提出について

残暑の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

## 青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望事項

### I 重点要望事項

#### 1 総括

中央線三鷹・立川間立体化複々線事業および青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線などの輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対し要望してまいりました。

その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業については、平成22年11月に高架化が完了しました。

そこで、連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線、八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化（地下線化）事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、貴社も参加された三鷹・立川間複々線化専門委員会において事業効果の高い事業であることを確認いたしました。今後は、この調査結果をもとに複々線化の早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備等を要望いたします。

（継続）

東日本大震災に起因する電力不足に対応できるよう自営電力の増強や東京電力との調整などにより必要電力の確保を行い、運休措置を講じないよう努めていただきたい。やむを得ず運休する場合は、時間を極力短縮させたい。利用者への十分な周知に努めるとともに、代替バス等の移動手段を提供されるよう要望いたします。また、計画停電等による運休や間引き運転が実施される場合には、沿線の自治体に対し正確迅速な情報提供を要望いたします。

（新規）

## 2 青梅線の改善について

項 目	内 容
<p>(1) 輸送力増強</p>	<p>青梅線を利用する通勤・通学者等の利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強が必要不可欠です。については、次の改善に積極的な対応を要望いたします。</p> <p>① 青梅線と中央線の直通電車の増発 直通電車・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大をお願いいたします。(継続)</p> <p>② 青梅駅以西の充実 運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。(継続)</p> <p>③ 青梅駅による乗り換え時間の短縮 青梅駅による分離運転による乗り換え時間の更なる短縮と時刻表等への明記などその周知徹底をお願いいたします。また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。(継続)</p> <p>④ 青梅・奥多摩間の増発 現在、奥多摩・青梅間の電車は、平日・休日を通して平均1時間に2本運行されており、多くの通勤・通学者から本数の増加について要望が寄せられています。特に、夜間21時以降の青梅、奥多摩間については、1時間に1本の運行のため帰宅のため青梅線を利用する方々にとって大変不便な状況になっております。今後、町が現在の人口を維持して発展していくためには、通勤の利便性の向上は必要不可欠の課題であり、現状のままでは、ますます住民の転出が続き過疎化の進行が懸念されるため、是非とも夜間の奥多摩行き電車の増発をお願いいたします。(継続)</p> <p>⑤ 青梅ライナーの改善 おはようライナー、ホームライナーの通勤・通学者が利用しやすい運行時刻の改善や増発をお願いいたします。また、特に福生駅については、瑞穂、あきる野方面からのバス交通との結節点となっており、通勤者が多い駅なので、停車願いたい。羽村駅、小作駅、東青梅駅についても、通勤者が多い駅なので、ご配慮願いたい。(継続)</p> <p>⑥ 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう青梅発の始発時間を早められたい。(継続)</p> <p>⑦ 中央線下り終電に合わせた青梅線終電車の運転 中央線下り終電車が立川駅に到着する午前1時過ぎには、既に青梅線終電車は発車している。青梅線沿線には都心への通勤者等が多いことなどを考慮して、中央線下り終</p>

	<p>電車に合わせた青梅線終電車の運転を願いたい。 (継続)</p> <p>⑧ 御嶽駅止まり列車を奥多摩駅まで運行実施 長年要望しております22時38分青梅駅発の御岳行き列車について、奥多摩駅まで延伸運行を実施していただくことにより、21時以降の奥多摩行き運転本数の増加にもつながるので、是非とも実施していただきたい。 (継続)</p>
<p>(2) 牛浜駅の改善</p>	<p>牛浜駅の橋上駅舎化は青梅線内で最も早く(昭和36年)レール骨組み構造で作られ、既に48年が経過し老朽化している。 駅舎の耐震やバリアフリーの問題を解決し、利用者の安全を図るため駅舎の建替えを願いたい。 (継続)</p>
<p>(3) 東青梅駅の改善</p>	<p>東青梅駅の橋上駅舎は昭和39年3月にレール骨組み構造で橋上化され、既に40年以上経過し、老朽化が進んでいます。 青梅市が進めている北口整備と併せ、老朽化への対応や利便性・耐震性の向上のため、通路を含めた駅舎の建替えを要望します。 (継続)</p>
<p>(4) 羽村駅の改善</p>	<p>羽村駅では、時間帯によって10分以上電車を待つことがある。電車が来るまで、暑さ、寒さを避け、快適に過ごすことができる待合室の早期設置を願いたい。 (新規)</p>
<p>(5) 鳩ノ巣駅の改善</p>	<p>現在、奥多摩町内の5駅については、殆どバリアフリー用の仕様にはなっておりません。特に鳩ノ巣駅では、ホームが上下線で分かれており、古里駅のように上りホームの改札が未整備のため、高齢者、障害者の方々は階段での昇降に大変な不便な状況です。 これまで遮断機の無かったホーム東側トンネル寄りの踏切を廃止し、残る踏切に遮断機を整備するということですが、この機会に是非、現在改札口のない上りホームに改札口の整備をお願いしたい。 (新規)</p>

### 3 五日市線の改善について

項 目	内 容
<p>(1) 複線化の早期実現</p>	<p>現在のJR五日市線は、単線の6両編成で運行されておりますが、近年、相次いで沿線に大型事業所が開設され、乗客が増加傾向にあります。特に武蔵引田駅に近接して開設された事業所には、1500名強の従業員が通勤しており、また、1日当たり300名程度の来所者がJRを利用しています。</p> <p>将来においては、本事業所がグループの主要拠点として位置付けられていることから、今後の事業計画により一層の利用者の増加が見込まれます。</p> <p>さらに、武蔵引田駅北側には大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進んでおり、武蔵引田駅の利用者は、今後、ますます増加することが想定されます。また、この沿線地域には秋留台地域などの開発適地が残されており、昨年4月末には秋川駅北口に温泉施設が開設されました。このように、土地利用が図られることに伴い、今後、人口並びに利用者の増大が予想されることから、JR五日市線への依存度も高まることが考えられ、沿線住民より輸送力の早期増強を望む声が高まっています。</p> <p>一方、これまでJR五日市線沿線の5自治体（昭島市、福生市、あきる野市、日の出町及び檜原村）では、増大する旅客需要に対する輸送方策について検討するとともに、鉄道整備に対し協力と支援を行う仕組みを具体的に作り上げていくため、JR五日市線複線化促進協議会を組織し、早期複線化および駅施設機能の拡充・改善に向けた調査、要望活動等を積極的に行ってきました。</p> <p>平成6、7年度にはJR五日市線改善促進調査を実施し、これを受け、平成9、10年度に熊川駅周辺整備計画調査、平成13年度には武蔵引田駅周辺基本計画調査を行い、駅施設の改良等を検討しております。また、東京都からは、JR五日市線の複線化について「ネットワーク拡大の視点から整備の必要性が高い路線」として高い評価をいただいております。国の運輸政策審議会の答申においては、既設路線の改良等の事業として、JR五日市線の輸送力の増強が位置付けられております。</p> <p>つきましては、以上の状況をご理解いただき、次の事項を要望する。</p>

	<p><b>① 東秋留駅の改善</b>  東秋留駅は、島式ホーム1面で、駅舎及びホームへのアクセスが駅に隣接する踏切を通行する形態で危険であり、駅利用者の安全確保のため、駅施設の改善計画を早期に検討するとともに、下り線停車時に一時的に遮断機を上げるなどの対策を図られたい。  (継続)</p> <p><b>② 武蔵引田駅の整備</b>  武蔵引田駅周辺には、既に開設している大型事業所のほか、大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進み人的流動を喚起する都市機能が整いつつあり、今後、駅利用者の更なる増加が想定されていることから、駅施設の整備は緊急を要しております。また、あきる野市でも現在、駅周辺の土地区画整理事業を計画していることから、行き違い施設(上下線ホーム)の新設や駅舎整備を図られたい。  (継続)</p> <p><b>③ JR五日市線の施設整備</b>  JR五日市線の複線化を早期に実現するための段階的な整備として、複線化に至るまでの間、現在の単線の中で、各駅の持つ特性を考慮した上で、ホームの延伸ホーム全域を覆う屋根の設置及び車両交換施設等の整備を図られたい。  (継続)</p>
<p>(2)  <b>利用者の利便性向上</b></p>	<p>JR五日市線利用者から利便性向上についての要望が多く寄せられているので、次の事項を要望する。</p> <p><b>① 電車の増発と直通運転</b>  通勤、通学など、朝夕の通勤時間帯のラッシュ時には身動きができないほど混雑しているため、混雑を緩和し、利用者の負担を軽減するため、増発を図られたい。また、午前10時から午後5時までの時間帯は、上下とも概ね3本程度の運行であり、全て拝島駅止まりであるため、この時間帯の電車の増発とともに、立川又は東京までの直通運転を図られたい。  また、始発時間を早めるとともに、終電の時間を遅くすることにより、利用者の利便性向上を図られたい。  (継続)</p>

	<p><b>② 拝島駅での乗り継ぎ時間の確保</b></p> <p>拝島駅での乗り継ぎに際し、五日市線乗り電車は拝島駅に到着した際、青梅線、八高線及び西武線との乗り継ぎ時間が確保されていない時間帯がある。</p> <p>また、立川方面からの下り電車が拝島駅に到着した後、五日市線への乗り継ぎの時間が確保されていない時間帯や、発車間隔が25分以上空いている時間帯があり、住民からの苦情が寄せられているため、拝島駅での乗り継ぎ時間の確実な確保を図りたい。 (継続)</p>
<p>(3) <b>柵の改良</b></p>	<p>五日市線の土手に設置されている柵については、福生第三中学校付近の一部を除き、児童でも簡単に超えられる高さであるため、事故防止対策として高い柵に改良願いたい。 (継続)</p>

#### 4 八高線の改善について

項 目	内 容
<p>(1) JR車両基地整備および複線化(増発)の早期実現</p>	<p>瑞穂町では、第4次長期総合計画(平成23年度～32年度)において公共交通整備として、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業にあわせ、JR車両基地整備及び八高線複線化を促進することとしている。また、東京都が駅東口の整備に着手するなど、新駅舎となったJR箱根ヶ崎駅を核としたまちづくりを、都と一体となって計画的に進めている。</p> <p>多摩都市モノレールについても、運輸政策審議会答申において、2015年までに箱根ヶ崎駅までの延伸が位置づけられている。また、物流分野では圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都・埼玉県・神奈川県(首都圏)を結ぶ路線として、益々重要となる。</p> <p>循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きい。</p> <p>ダイヤ改正により東京駅発箱根ヶ崎行直通電車が新設される等、利用者の利便性が向上したが、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望する。</p> <p><b>① JR車両基地整備計画の着工</b></p> <p>「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることから、車両基地整備の具体的計画の早期着工を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p> <p><b>② 八高線増便と複線化促進</b></p> <p>八高線は、八王子駅・拝島駅・箱根ヶ崎駅・東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時ホーム上及び電車内の混雑率は依然として高い。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落等危険な状況にもなりかねない。</p> <p>住民アンケートにおいても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望する。</p> <p>また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p> <p><b>③ 八高線新駅設置</b></p> <p>箱根ヶ崎・金子間、東福生・箱根ヶ崎間に新駅の設置を要望する。特に箱根ヶ崎・金子間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせて設置を要望する。</p> <p>また、東京都は、「10年後の東京」で圏央道沿いの多摩地域を多摩シリコンバレーと位置づけ「東京構想2000」及び「多摩の将来像2001」の中では、その圏央道青梅インターチェンジ付近を物流拠点として形成する構想を打ち</p>

	出しており、箱根ヶ崎・金子間の新駅については、物流拠点に携わる人々の直近の通勤駅として重要なものとなる。 (継続)
--	--

## 5 三線共通の改善について

項 目	内 容
(1) 駅構内のバリアフリー化の推進	駅舎のバリアフリー化(車椅子対応エレベーター、スロープ、点字ブロック、多機能トイレの設置など)を推進するとともに、人員の体制整備を図り、全ての人にやさしい駅舎として整備願いたい。 また、ホームと電車昇降口床面との水平化を図るなど、交通弱者に配慮した取組みを検討されたい。(継続)

## II その他の要望事項

### 1 青梅線の施設改善について

#### (1) ホーム等の改修・改善

##### ① ユニバーサルデザインの推進

超高齢社会を迎え、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化が求められています。利用者数だけでなく地域特性なども考慮され、エレベーターの設置など施設改善を早期に進めるよう要望いたします。(継続)(青梅市)

##### ② ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消やホーム全体を覆う屋根の設置により転倒防止に努めるとともに、ホームの直線化やホームドア、可動式ホーム柵を整備し、転落防止を図るよう要望いたします。(継続)(青梅市)(奥多摩町)

##### ③ トイレの快適性向上

青梅線各駅は、通勤、通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されているため、トイレの快適性を向上するよう引き続き施設の改善等を要望いたします。(継続)(青梅市)

#### (2) 「四季彩号」など特色ある電車の運行

平成13年12月1日から平成21年7月20日まで、展望型列車「四季彩号」が運行されてきました。この運行は、利用者から大変な好評をいただき観光面に寄与していましたので、同様の特色ある電車の運行を強く要望いたします。(継続)(青梅市)(奥多摩町)

### **(3) 休日のホリデー快速「おくたま号」の停車**

羽村周辺には、動物公園と羽村の堰、玉川上水があり、市外からも多くの人  
が訪れている。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリ  
デー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大  
変便利に利用されている。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日（6日  
間）について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下  
線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加している。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、更  
に利用者を増加させるために本数の増加を図られたい。 （継続）（羽村市）

### **(4) 青梅・東青梅駅間複線化の促進**

本区間については、単線となっているため、両駅での電車交換待ち合わせや  
運行本数の限定など、青梅線全体の輸送力増強等の障害となっています。複線  
化の促進を強く要望いたします。 （継続）（青梅市）

### **(5) 青梅駅のホーム増設**

東青梅駅以西の単線により阻害されている運行本数の限定や青梅駅での分  
離運転に伴う待ち時間の解消などに資するよう青梅駅のホーム増設による対  
応を強く要望いたします。 （継続）（青梅市）

### **(6) 踏切安全装置の改良**

特に鳴動装置について、踏切に近い住民への騒音対策の面から可能な限りの  
改良を要望いたします。 （継続）（青梅市）

### **(7) 古里・白丸駅のバリアフリー化**

古里・白丸の各駅には階段があり、車椅子等での利用には障害となっている。  
そのため、構内のバリアフリー化をお願いしたい。 （継続）（奥多摩町）

### **(8) 青梅線鉄道敷境界の安全対策**

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の塀等で軌道敷内への進入を抑止し

ている箇所があるが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵（フェンス）を設置願いたい。

また、青梅線鉄道敷境界における公共事業や個人住宅の建替え等が生じた場合は、速やかに進入防護柵の設置ができるよう、対応を図られたい。

（新規）（羽村市）

## **2 八高線の改善について**

### **（1）八高線新駅の開設**

拝島駅と東福生駅との間は、2.9キロメートルあるが、沿線には都営住宅、市営住宅等の集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれる。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画を願いたい。

（継続）（福生市）

### **（2）ラッシュアワーの列車増発**

ラッシュアワーを中心に列車の増発を図られたい。特に夜間、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島発の下り電車においては、平成22年12月のダイヤ改正がされたにも関わらず、18時34分の後には19時9分と35分もの待ち時間が改善されておらず、改善が望まれている。また、朝の時間帯における拝島駅での東京行直通電車への乗り継ぎがスムーズに行われるよう要望する。

（継続）（瑞穂町）

### **（3）東福生駅のバリアフリー化**

東福生駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いしたい。

（新規）（福生市）

## **3 五日市線の改善について**

### **（1）熊川駅のバリアフリー化**

熊川駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いしたい。

（新規）（福生市）

#### 4 三線共通の改善について

##### (1) 駅員の配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、無人駅への駅員の配置や半日勤務から全日勤務に変更するなど駅員不在の解消を要望いたします。また、児童の通学時間には駅員をホームに配置しより安全向上に努めていただきたい。

(継続)

##### (2) 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていない。三線各駅に順次設置を推進し、利用者の利便を図られたい。

(継続)

##### (3) トイレのアメニティ化

西多摩地区は観光客も多いため、駅トイレについては、アメニティトイレとして整備、改善を願いたい。

(継続)

##### (4) JR利用者の駐輪場対策

駅周辺の駐輪場利用者は、電車利用の乗降者であることから、各自治体と協議し、駐輪場を整備されたい。

(継続)

##### (5) 発車時等の表示の改善

超高齢化社会の進展等を考慮し、各駅改札口やホームに大型の電光掲示板を設置されるよう要望いたします。

(継続)

##### (6) JR敷地内の雑草等の除去

JR敷地内の雑草等が道路の通行部分までせり出して生い茂り、歩行者、車両等の通行の妨げとなっている。道幅が狭くなり、また視界も悪くなるため、特に歩行者などに危険な状況となっており、草木が生い茂る初夏から早秋にかけて苦情も寄せられている。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート（一部施工済み）の設置を実施されたい。

あわせて、ごみについても随時回収し環境整備に努められたい。

(継続)

## (7) A E Dの設置について

J R 東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などにA E Dを設置することとしている。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっている。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であるため、この基準に関わらず全ての駅に設置を進めていただき、乗降客の安全確保のために、無人駅にも設置をお願いいたします。また、より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。 ( 継続 )

## (8) 観光客の集客について

観光客の増加を図るため、西多摩地域において、駅からハイキングなどJ R 主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充を要望いたします。 ( 継続 )



会長(青梅市長)からJR東日本八王子支社長へ要望書を提出



JR東日本八王子支社において

## 4 共同事業

### (1) 西多摩地域広域行政圏体育大会

平成3年度から西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るため、第21回西多摩地域広域行政圏体育大会を実施した。

- ① 内 容 バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等15種目の競技を実施
- ② 開催日 平成23年10月23日（日）
- ③ 会 場 青梅市・奥多摩町の体育施設（ロードレースは福生市公共施設を使用）
- ④ 参加者数 1,619人

#### [開催要項]

##### 1 総 則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

##### 2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図ることを目的とする。

##### 3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

##### 4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

##### 5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

##### 6 開催の方法

- (1) この大会は、毎年度開催する。
- (2) この大会は、次のブロックで順次開催する。

第1ブロック	青梅市、奥多摩町
第2ブロック	あきる野市、檜原村
第3ブロック	福生市、日の出町
第4ブロック	羽村市、瑞穂町

- (3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。
- (4) この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。
- (5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

## 7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

- (1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。
- (2) 大会委員会は、各体育協会会長、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。
- (3) 大会委員会は、次の事項を決定する。

- ア 実施要項
- イ その他重要事項

## 8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

### [第21回体育大会実施要項]

#### 1 主 催

西多摩地域広域行政圏協議会  
西多摩地域体育協会連絡協議会

#### 2 後 援

東京都

#### 3 主 管

この大会は、第1ブロック（青梅市、奥多摩町）で主管し、運営は実行委員会を設置して行う。

#### 4 実行委員会事務局

青梅市市民部体育課  
場 所 青梅市河辺町4-16-1（総合体育館内）  
電 話 0428-24-7721

#### 5 大会期日

平成23年10月23日（日）

#### 6 開・閉会式

##### (1) 総合開会式兼前夜祭

日 時 平成23年10月19日（水）午後6時30分  
会 場 青梅市福祉センター「ふよりの間」  
青梅市東青梅1-177-3

なお、競技種目別の開会式は、大会当日に行う。

## (2) 総合閉会式

日 時 平成23年10月23日(日) 午後5時  
会 場 青梅市総合体育館 第1会議室  
青梅市河辺町4-16-1

## 7 競技種目

競技種目は、次のとおりとする。

バレーボール (家庭婦人)	ソフトテニス (男女別団体戦)
剣 道 (個人戦)	ファストピッチソフトボール (男女別)
バドミントン (男・女ダブルス団体戦)	スローピッチソフトボール (男子)
テ ニ ス (男女別団体戦)	軟 式 野 球 (男子)
ゲートボール (団体戦「混成可」)	陸 上 競 技 (ロードレース)
インディアカ (男女別)	グラウンドゴルフ (団体戦・個人戦「男女別」)
卓 球 (男女別団体戦)	サ ッ カ ー
綱 引 き (男女別)	

## 8 競技実施要項

(1) 各競技種目別団体長は、競技実施要項を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会事務局へ提出する。

(2) 競技実施要項に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 競技種目(種別)	キ 申込期日
イ 日 時	ク 監督会議
ウ 会 場	ケ 問い合わせ先
エ 競技規則及び方法	コ 注意事項
オ チーム編成	サ その他
カ 参加資格	

## 9 参加資格

(1) 4市3町1村の在住者又は在勤者で、各市町村体育協会若しくは各市町村担当部署の推薦する者とする。また、細目については、各競技種目団体において定める。

(2) 選手は、1つの競技種目のみ申込みできる。

## 10 参加申込み

(1) 各市町村体育協会会長は、定められた日までに、所定の用紙により実行委員会事務局へ提出すること。

(2) 申込み内容の変更は、競技別実施要項で定める。

## 11 参加料

参加料は、徴収しない。

## 12 表彰

- (1) 表彰式は、各競技種目別に競技会場で行う。
- (2) 団体種目の成績1位から3位のチームに賞状、カップを授与する。ただし、カップは持ち回りとする。
- (3) 前年度の1位から3位チームは、各競技種目の開会式においてカップを返還する。

## 13 参加賞

大会役員及び選手に参加賞を授与する。

## 14 実施期日

この要項は、平成23年6月24日から実施する。

## 第21回西多摩地域広域行政圏体育大会選手数一覧表

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

(単位：人)

種目	青梅市			福生市			羽村市			あきる野市			瑞穂町			日の出町			檜原村			奥多摩町			合計	
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計		
1 バレーボール		15	15		15	15		13	13		12	12		14	14		15	15		10	10		9	9	103	
2 剣道	11		11	4		4	5		5	11		11	4		4			0						0	35	
3 バドミントン	7	7	14	9	9	18	10	9	19	10	10	20	10	7	17			0			0	8	6	14	102	
4 テニス	11	10	21	11	10	21	10	10	20	10	10	20	10	10	20	11	10	21							0	123
5 ゲートボール	6	6	12	7	6	13	10	4	14	5	6	11	1	10	11	9	7	16	3	11	14	6	7	13	104	
6 インディアカ	8	16	24	5	15	20	5	10	15		14	14	6	13	19	6	14	20							0	112
7 卓球	9	10	19	9	9	18	7	8	15	9	9	18	9	9	18	7		7				0	6	7	13	108
8 綱引き			0			0			0		7	7			0			0				0	19	6	25	32
9 ソフトテニス	12	9	21	12	8	20	10	9	19	12	8	20	11	8	19		9	9							0	108
10 ファストピッチソフトボール	18	21	39	22	21	43	20	21	41	23		23	16	21	37	22	15	37				0	21		21	241
11 スローピッチソフトボール	21		21	20		20	20		20	0		0	20		20	14		14	19		19	19			19	133
12 軟式野球	20		20	17		17	21		21	13		13	21		21	16		16	20		20	21			21	149
13 陸上競技 <sup>(ロードレース)</sup>	16	4	20	11	5	16	14	7	21	5	3	8	4		4	2		2				0	4		4	75
14 グランドゴルフ	6	4	10	7	3	10	7	4	11	7	3	10	7	3	10	6	4	10				0	6	4	10	71
15 サッカー	21		21	21		21	21		21	20		20	20		20	20		20				0			0	123
合計	166	102	268	155	101	256	160	95	255	125	82	207	139	95	234	113	74	187	42	21	63	110	39	149	1,619	

前年度 1,666

## 2 競技種目別参加チーム数

(単位：チーム)

種 目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合 計
バレーボール	1	1	1	1	1	1	1	1	8
剣 道	1	1	1	1	1				5
バドミントン	1	1	1	1	1			1	6
テ ニ ス	男子	1	1	1	1	1			6
	女子	1	1	1	1	1			6
ゲートボール	2	2	2	2	2	2	2	2	16
インディアカ	男子	1	1	1		1	1		5
	女子	2	2	2	2	2	2		12
卓 球	男子	1	1	1	1	1	1	1	7
	女子	1	1	1	1	1		1	6
綱 引 き	男子							2	2
	女子				1			1	2
ソフトテニス	男子	1	1	1	1	1			5
	女子	1	1	1	1	1	1		6
ファストピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1		1	7
	女子	1	1	1		1	1		5
スローピッチ ソフトボール	男子	1	1	1		1	1	1	7
軟 式 野 球	1	1	1	1	1	1	1	1	8
陸 上 競 技	1	1	1	1	1	1		1	7
グランドゴルフ	1	1	1	1	1	1		1	7
サ ッ カ ー	1	1	1	1	1	1			6
合 計	21	21	21	19	21	17	5	14	139

スローピッチ；あきる野市当日辞退

前年度 140

### 3 総合開会式兼前夜祭及び閉会式出席状況

(単位：人)

市 町 村 名 等	総合開会式兼前夜祭		総合閉会式	
	対象者	出席者	対象者	出席者
表彰者（西多摩地域体育協会連絡協議会功労者）	7	7	—	—
衆議院議員	1	1	—	—
東京都議会議員	3	3	—	—
青梅市	23	20	8	7
福生市	25	23	4	4
羽村市	19	15	4	3
あきる野市	23	17	6	4
瑞穂町	20	18	4	4
日の出町	19	16	4	4
檜原村	16	15	5	4
奥多摩町	20	15	6	6
各競技種目別主管団体長	15	11	15	15
東京都市町村体育協会連合会	1	1	—	—
東京都関係	3	3	—	—
西多摩地域広域行政圏協議会事務局	3	3	3	3
合計	186	168	59	54

※ 総合開会式兼前夜祭

10月19日（水）午後6時30分

青梅福祉センター スイートプラム「ふようの間」

※ 総合閉会式

10月23日（日）午後5時00分

青梅市総合体育館 第1会議室

#### 4 競技結果

競技種目		優勝	準優勝	第3位	
バレーボール		青梅市	あきる野市	日の出町	檜原村
剣道		神田士郎(福)	小林卓也(青)	渋川大輔(青)	青木辰屋也(青)
バドミントン		福生市	あきる野市	羽村市	青梅市
テニス	男子	羽村市	福生市	青梅市	あきる野市
	女子	青梅市	瑞穂町	あきる野市	羽村市
ゲートボール		奥多摩町A	青梅市B	あきる野市A	あきる野市B
インディアカ	男子	瑞穂町	青梅市	羽村市	
	女子	福生市A	福生市B	瑞穂町A	日の出町B
卓球	男子	青梅市	福生市	あきる野市	奥多摩町
	女子	青梅市	瑞穂町	あきる野市	羽村市
綱引き	男子	奥多摩町	青梅市	あきる野市	
	女子	奥多摩町	あきる野市		
ソフトテニス	男子	青梅市	あきる野市	羽村市	
	女子	青梅市	あきる野市	日の出町	
ファストピッチソフトボール	男子	あきる野市	青梅市	羽村市	福生市
	女子	瑞穂町	青梅市	福生市	日の出町
スローピッチソフトボール	男子	瑞穂町	羽村市	青梅市	福生市
ロードレース- 一般男子	10 km	塚越健太(福)	岡田達明(青)	中島輝雄(羽)	
〃	40歳代男子	5 km	高水昌彦(あ)	白石頼秀(青)	寺嶋正美(羽)
〃	50歳代男子	5 km	山崎真一(青)	岡崎安隆(羽)	
〃	60歳以上男子	5 km	真下芳和(日)	渡辺賢治(日)	田代晃(瑞)
〃	一般女子	10 km	小川まり子(青)	福島みき(福)	永尾政子(羽)
〃	40歳代女子	5 km	鬼頭由味子(福)		
〃	50歳以上女子	5 km	本多春江(あ)	甲斐田あき子(福)	武田和代(青)
軟式野球		瑞穂町	日の出町	福生市	青梅市
グラウンドゴルフ	団体戦		瑞穂町	日の出町	青梅市
	個人	男子	高野吉太郎(青)	高橋昭三(あ)	関根国弘(日)
		女子	原シゲ子(瑞)	福田シズ(あ)	中野満子(羽)
サッカー		青梅市	羽村市	あきる野市	

(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成14年10月開始の図書館広域利用事業を更に推進するため、これまで広域利用周知用ハンドブック、ポスター及びパンフレット等を作成してきた。

平成23年度は西多摩の地域資源の活用、伝統の伝承周知を兼ねて、あきる野市の「ふるさと工房（和紙の漉き場）」で作成する軍道（ぐんどう）紙を使った「しおり」を作成し、関係市町村の公立図書館等に提供した。

- ① 軍道（和）紙を素材とした「しおり」 10,000枚
- ② 「しおり」の規格 縦142mm×横39mm（両面カラー印刷）
- ③ 使用した軍道紙（和紙） A3版 625枚
- ④ 市町村立図書館 35館
- ⑤ 広域利用登録者累計数（23年度末） 32,679人
- ⑥ 平成23年度広域利用登録者数 2,319人  
内訳 一般 2,026人 児童 293人

⑦ 平成23年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名	利用者数	貸出数（冊・件）				
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	合計
青梅市	17,213	21,949	8,850	3,344	12,496	46,639
福生市	23,875	59,730	35,497	7,684	7,705	110,616
羽村市	16,639	39,479	9,036	5,534	9,616	63,665
あきる野市	19,474	43,236	18,181	7,133	6,393	74,943
瑞穂町	1,774	3,477	1,869	579	656	6,581
日の出町	994	2,330	339	176	0	2,845
檜原村	231	397	159	131	250	937
奥多摩町	655	1,267	96	65	7	1,435
合計	80,855	171,865	74,027	24,646	37,123	307,661

⑧ 事業経費

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

388,762円

## [西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱]

### (目的)

**第1条** この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

### (広域利用の実施)

**第2条** 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

### (図書館の範囲)

**第3条** 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

### (利用者の範囲)

**第4条** 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

### (条例・規則等の遵守)

**第5条** この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

### (資料の返却)

**第6条** 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

### (個人情報の保護)

**第7条** 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

### (連絡会議)

**第8条** この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

### (要綱の改廃)

**第9条** この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

### (細目)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市

町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

## [西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目]

### 第1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第10条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

### 第3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

### 第4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

### 第5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する、なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

### 第6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成14年10月1日から施行する。

### (3) 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業

西多摩地域には公立病院（青梅市立総合病院、公立福生病院、公立阿伎留医療センター、奥多摩病院）があり、平成22年度は、公立病院間の連携と役割分担等に係る検討の基礎資料を作成した。

#### ア 平成22年度の調査・研究概要

- ① 作成部数 100部
- ② 経費 4,895千円
- ③ 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査報告書
  - ア) 外部環境調査
    - ・二次保健医療圏の概況 ・人口動態 ・患者受療動向
    - ・西多摩地域の医療機関・医療機器配置状況について
  - イ) 内部環境調査
    - ・経営状況概要 ・MDC別診療状況 ・各病院の経営課題
  - ウ) 幹部ヒアリング調査
    - ・調査の目的・手法 ・ヒアリング結果概要
  - エ) 公立病院の連携と役割分担に向けた今後の検討
    - ・連携と役割分担に向けた課題 ・検討事項と推進体制

#### イ 平成23年度の検討概要

- ① 作成部数 100部
- ② 経費 2,500千円
- ③ 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書
  - ア) 目的・検討体制
  - イ) 検討事項
    - ・救急医療 ・小児・周産期医療 ・その他連携推進に係る課題
  - ウ) 検討結果
    - ・救急医療への対応強化 ・小児救急医療への対応強化
    - ・看護師の確保・質の向上
    - ・事務用品の共同購入
    - ・青梅市立総合病院及び奥多摩病院における協議事項の検討
  - エ) その他の検討事項

# 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書(概要)

## 1.平成23年度検討の概要

### (1) 目的

西多摩地域の公立病院（青梅市立総合病院、公立福生病院、公立阿伎留医療センター及び奥多摩病院）において、限られた医療資源の中で必要な医療を安定的かつ継続的に提供するため、平成22年度調査に基づく医療機能の連携課題について、共通理解を図るとともに、関係市町村と協働しながら、共同化の実現に向けた協議体制づくりの基本的な方向を提示する。

### (2) 検討事項

4公立病院及び関係市町村の協議により、平成22年度の医療機能の連携に係る検討事項の中から、早期に対応すべき課題を次のとおり抽出した。

(1) 初期救急への対応強化

(4) 事務用品の共同購入

(2) 小児救急医療への対応強化

(5) 青梅市立総合病院及び奥多摩病院の協議事項の検討

(3) 看護師の確保・質の向上

## 2.検討結果

### (1) 初期救急への対応強化

#### ア 主な課題

##### 住民への啓発活動の不足（トリアージ体制が機能していない）

- ・平成22年度公立3病院（青梅・福生・阿伎留）の救急患者のうち、約6割が軽症患者。
- ・西多摩地域は、東京消防庁救急相談センター\*1、東京民間救急コールセンター\*2の認知率が低い。
- ・西多摩地域は、急患発生時の連絡先として119番通報を挙げた割合が東京都全域より高い。
- ・救急医療の東京ルール（平成21年8月策定）が住民に周知されていない。

\*1：119番通報前に症状に基づく緊急性の有無や医療機関受診に関する助言を行うコールセンター。

\*2：緊急性のない入退院、転院の際に、民間救急事業者やタクシー事業者を年中無休で案内するコールセンター。

##### 救急医療供給体制の不足

- ・西多摩地域における人口10万人に対する二次救急医療機関数及び救急科医師数（研修医除く）は、都全域より少ない。

### イ 今後の検討事項

主に、初期救急の実施主体となる各市町村を中心に次の項目に取り組んでいく。

#### 住民への啓発活動の強化

- ・東京ルール（救急患者の迅速な受入れ、トリアージの実施、都民の理解と参画）の周知徹底
- ・東京消防庁救急相談センターなど相談事業の普及啓発
- ・西多摩地域における救急医療体制・役割分担に係る理解・意識啓発
- ・かかりつけ医の必要性の普及啓発
- ・東京民間救急コールセンター及び民間救急の普及啓発

#### トリアージ体制の強化

- ・都民向けプロトコル（緊急性を都民自ら判断するための症状基準）の普及啓発（完成次第）

初期救急から三次救急までの各関係機関での取り組み。

#### 救急医療供給体制の整備

- ・休日・夜間等の医療体制の確保
- ・急性期を脱した後の医療提供体制の整備（公立阿伎留医療センターの回復期リハ病棟の活用等）
- ・救急医療を担う医師や看護師等の安定的な確保

### (2) 小児救急医療への対応強化

#### ア 主な課題

##### 住民への啓発活動の不足（トリアージ体制が機能していない）

- ・地域で唯一、休日・全夜間診療事業（小児科）に参画する青梅市立総合病院に患者が集中するとともに、入院を要さない小児患者の割合が90%を超える。
- ・西多摩地域保健医療対策の総合的な推進に係る協議体「西多摩地域保健医療協議会」等において、小児救急電話相談事業の普及啓発活動の重要性が指摘されている。各市町村における小児医療相談事業への取り組みとしては、公式ホームページなどでの広報、相談体制が充実していない。
- ・西多摩地域は、東京消防庁救急相談センター、東京民間救急コールセンターの認知率が低い。（再掲）
- ・西多摩地域は、急患発生時の連絡先として、119番通報を挙げた割合が東京都全域より高い。（再掲）

##### 小児救急医療供給体制の不足

- ・西多摩地域は、小児二次救急機関、小児科・小児外科・救急科の医師数が少ない。
- ・公立福生病院、公立阿伎留医療センターの小児科医当直日は、小児科医の異動等により、現在はゴールデンウィーク及び年末年始の休日が続く時期のみの調整となっている。

## イ 今後の検討事項

主に、初期救急の実施主体となる各市町村を中心に次の項目に取り組んでいく。

### 住民への啓発活動の強化

- ・ 東京ルール（救急患者の迅速な受入れ、トリアージの実施、都民の理解と参画）の周知徹底
- ・ 東京消防庁救急相談センターなど相談事業の普及啓発
- ・ 西多摩地域における小児救急医療体制・役割分担に係る理解・意識啓発
- ・ かかりつけ医の必要性の普及啓発
- ・ 小児医療相談事業・子育て支援事業における普及啓発

### トリアージ体制の強化

- ・ 都民向けプロトコール（緊急性を都民自ら判断するための症状基準）の普及啓発（完成次第）

初期救急から三次救急までの各関係機関での取り組み。

### 小児救急医療供給体制の整備

- ・ 公立福生病院・公立阿伎留医療センターによる小児科当直日の調整（小児科の休日・全夜間診療事業の認定）
- ・ 休日・夜間等の医療体制の確保 ・ 連携体制の強化 等

## (3) 看護師の確保・質の向上

### ア 主な課題

#### 看護師の不足、教育研修体制の不足

- ・ 公立阿伎留医療センターや奥多摩病院では、立地上の利便性等から看護師が不足しており、入院基本料の維持や教育研修の充実が困難な状況にある。
- ・ 各公立病院とも、独自の研修体制や資格取得支援制度を有しているが、その充実度については格差がある。

## イ 今後の検討事項

4公立病院の看護部が主体となり、次の項目に取り組んでいく。

### 4病院共同の看護職員確保の協議の場の創設

- ・ 4病院の看護部長等、採用担当者が採用・定着に有効である点を話し合う協議の場の創設

### 4病院共同の教育研修体制の検討

- ・ 4病院共同の勉強会の開催・定例化 ・ 4病院の研修内容の一部共通化
- ・ 将来的な4病院共同のe-ラーニング<sup>\*1</sup>導入の検討

\*1：コンピュータ・ネットワークを通じて行う学習。新しい業務知識や周知徹底したい情報等について、ネットを介してサーバにアクセスし、サーバ上の教材を活用して学習できるシステム。

## (4) 事務用品の共同購入：今後の検討事項

平成25年度共同購入を目標年次とし、4病院の契約担当職員を中心に共同購入の課題と実施方法（具体的な契約方式やスケジュール等）を検討する。4病院による事務用品の共同購入の体制が確立された後に、改めて、診療材料・医薬品の共同購入へ拡大することを目指していく。

### 購入品目の統一

- ・ 4病院間における物品の統一の検討（共同購入品目の標準化：価格と品質の標準化、品名の標準化、グリーン購入、例外の取扱い等を整理）

### 競争入札参加資格の統一

- ・ 4病院間における競争入札参加資格の統一（1病院への届出・審査等により自動的に他病院への登録申請が完了するワンストップサービスの検討）

## (5) 青梅市立総合病院及び奥多摩病院における協議事項の検討：今後の検討事項

補完関係にある青梅市立総合病院と奥多摩病院間において、医療従事者を中心とした情報交換の場を設け、互いに情報を共有するとともに、顔の見える連携を充実させる。その上で、青梅市立総合病院の医療従事者研修会に奥多摩病院の職員が参加することなどを検討していく。

### 重篤期、高度医療が必要な患者の安定的受入れ

- ・ より一層の円滑な受入れに必要な事項について協議・検討

### 重複受診者の情報共有

- ・ 診療情報等の個人情報の取扱いに留意しながら、情報部門における情報共有化の体制検討

### 情報交換の場の設置

- ・ 顔の見える連携強化を図るための情報交換の場の設置

### 奥多摩病院職員の青梅市立総合病院内への研修会の参加

- ・ 奥多摩病院の職員が青梅市立総合病院内の研修会に参加するため、各職種の研修会管理者と協議を開始

### 3.平成22年度調査の概要

#### (1) 目的

平成22年度調査は、西多摩地域の公立病院の連携と役割分担について、公立病院間で議論する上での基礎資料の作成と課題抽出を目的とした。

#### (2) 西多摩保健医療圏の概況

##### ア 西多摩保健医療圏の病床数

西多摩保健医療圏では、基準病床数3,083床に対して、既存病床数は4,054床となっている（充足率131.4%）。既存病床数のうち、一般病床の占める割合は43.3%と、東京都全域に比べ一般病床が少なく療養病床が多い。

医療圏	病床数			既存病床数内訳		
	基準病床数	既存病床数	過不足	一般病床	療養病床	一般病床比率
西多摩	3,083	4,054	971	1,757	2,297	43.3%
東京都全域	95,744	102,940	7,196	82,381	20,559	80.0%

出典：基準病床数は東京都保健医療計画、既存病床数は厚生労働省「平成21年医療施設調査」

##### イ 西多摩保健医療圏の病医院数

医療圏	病院				一般診療所		
	総数	精神	一般	うち救急告示	総数	有床	無床
西多摩病医院数	30	9	21	7	257	18	239

出典：厚生労働省「平成21年医療施設調査」

##### ウ 推計入院患者流出入

厚生労働省平成20年患者調査によると、西多摩保健医療圏は、1日あたり2.2千人医療圏外の入院患者が流入しており、流出患者は0.1千人と、流入超過の状態にある。

疾病大分類別に見ると、特に、精神及び行動の障害、循環器系の疾患の流入患者が多い。

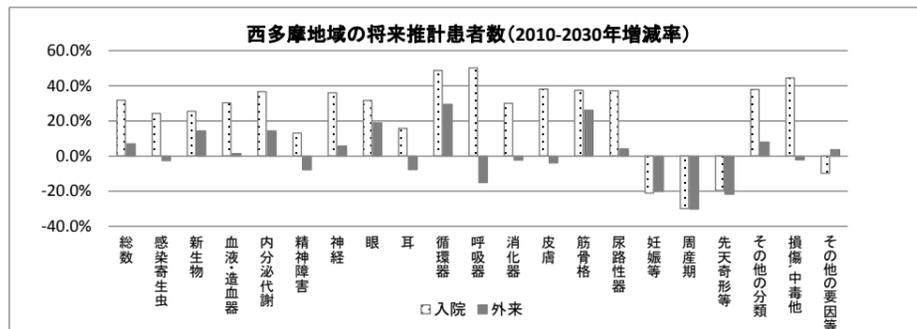
一方、感染症及び寄生虫症の患者は医療圏外へ流出している状況にある。

##### エ 将来推計入院・外来患者数の増減率（2010-2030年）

2010年から2030年の西多摩地域における病医院の推計患者数を、将来推計人口及び東京都の受療率から算出。総数では入院・外来共に増加傾向の予測。

入院では、循環器系、呼吸器系の疾患が伸び、外来では、循環器系、筋骨格系の疾患の伸びが大きい。

また、入院、外来ともに、妊娠、周産期系の減少率が大きい。



出典：国立社会保障人口問題研究所（平成20年12月推計）、平成20年患者調査

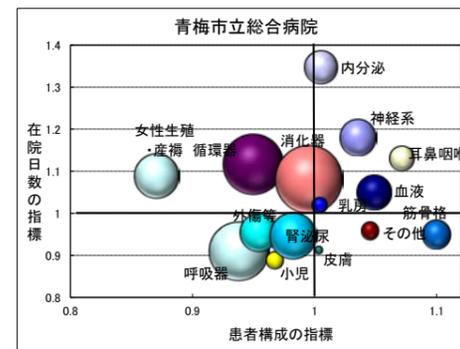
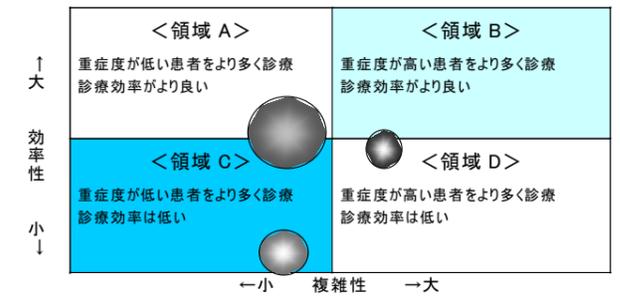
### (3) MDC別診療状況の概況（平成21年7月～12月）

各公立病院の疾患別の特徴を公立病院のMDC別診療状況から概観する。（奥多摩病院はDPC対象病院ではないため分析対象外とした。）

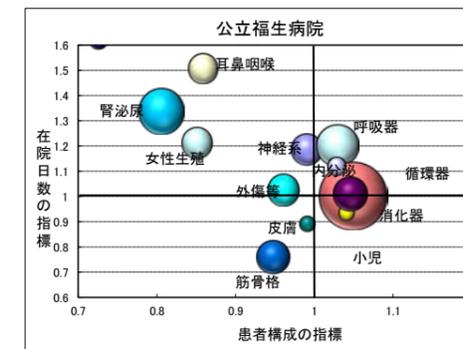
分析に用いたデータは、厚生労働省「平成22年度第3回診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会 参考資料」を用いている。

- ・バブルの大きさは、患者数を表す。
- ・横軸に複雑性を、縦軸に効率性を取る。
- ・領域Bが重症度の高い患者をより多く診療し、かつ効率が最も良い。
- ・領域Cが、重症度が低い患者をより多く診療し、かつ診療効率が低い。

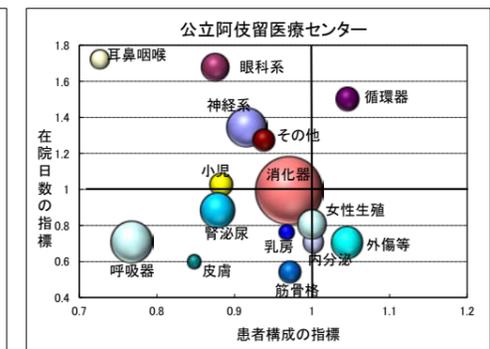
#### 【バブルチャートの見方】



- ・消化器、循環器、呼吸器の患者数が多い。
- ・特に、消化器は、効率性・複雑性共に高く、強みの一つといえる。



- ・消化器、腎泌尿、呼吸器の患者数が多い。
- ・特に、呼吸器は、効率性・複雑性共に高く、強みの一つといえる。



- ・消化器の患者数が多い。
- ・循環器は、患者数は少ないものの、効率性・複雑性共に高く、今後の強化対象の一つといえる。

### (4) 公立病院の連携と役割分担に向けた課題

項目	課題
救急医療	一次救急への対応
	内科関連医師の不足（福生・阿伎留）
小児・周産期医療	青梅市立総合病院の負担軽減
	小児・産婦人科医不足（福生・阿伎留）
その他連携推進に係る課題	緩やかな連携体制の構築
	連携体制推進役の不在
	看護師の不足
	患者情報の共有化
	連携によるコストの削減
	青梅市立総合病院と奥多摩病院の更なる連携強化
	高度医療機器の共同利用

(4) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業実施した。23年度も引き続き協定に基づき消費者と事業者との間に生じた苦情の処理のため、消費生活相談広域連携事業を実施した。

平成23年度市町村別消費生活相談件数 ( )内は前年度 単位：件

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	14 (35)	0 (5)	37 (38)	1 (4)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	54 (82)
来庁相談	6 (11)	2 (1)	5 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (17)
合計	20 (46)	2 (6)	42 (41)	2 (5)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	70 (99)

事業経費

0 円

## [西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱]

### (目的)

**第1条** この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (広域連携事務)

**第2条** 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

### (関係市町村の取り組み)

**第3条** 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

### (連絡会議)

**第4条** この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

### (委任)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

### (要綱の改廃)

**第6条** この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

## 5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用

### (1) ホームページの管理・運用

西多摩地域広域行政圏協議会の公式サイトとして、サイト名称「西多摩ネットワーク」を平成13年12月から運用開始している。

広域行政圏を構成する市町村の連携活動、西多摩地域の自然環境・歴史文化資産等を圏域内外に紹介している。

### (2) ホームページの再構築

#### ア 目的

地域創出の手法を研究・提案した「地域資源ポテンシャルの活用と情報発信力の向上に係る調査（平成20年度、平成21年度）」を受けて、潜在的な来訪者への効果的な情報発信を行うウェブサイトとして、平成23年度に再構築を行う。

#### イ 改修方針

##### ① 西多摩の地域資源を活用した観光ポータルサイトとして開設

団体公式サイトではあるが、西多摩地域の魅力を内外に発信し、観光・地域資源を紹介するサイトに再編する。

##### ② 西多摩の地域資源をPRする新たなコンテンツ（情報内容）へ再編

#### ウ 所要経費

##### ① ホームページ改修委託経費

2,431千円 [(財)東京市町村自治調査会の多摩・島しょ広域連携事業助成金]

##### ② 改修後の保守委託経費

36千円（平成23年度）→126千円（平成24年度）

##### ③ インターネット使用料

124千円（平成23年度～）

##### ④ 管理・運用経費(②+③)

160千円/年（平成23年度）→250千円/年（平成24年度） 90千円増

#### エ 運用開始年月日

平成24年3月1日 リニューアル

(改修前)

**Nishi-Tama Network**  
西多摩ネットワーク

関連団体リンク シンボルマーク ホームページ写真展

協議会の概要 行政圏計画の概要 体育大会の結果発表 西多摩地域のイベント 公共施設等のご案内 ボランティア団体ご紹介 NPO団体のご紹介

**ようこそ!**  
西多摩地域広域行政圏協議会ホームページへ

**JRへの緊急要望を実施しました。**

各市町村観光情報 ※地図上の市町村をクリックすると、各市町村(観光)のHPにリンクします。

奥多摩町 青梅市 瑞穂町 日の出町 羽村市 福生市 檜原村 あきる野市

西多摩ネットワーク構成市町村 ※ボタンをクリックすると、各市町村のHPにリンクします。

青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町

西多摩の匠

図書館広域利用ガイド

西多摩地域広域推奨観光ルート

(改修後)

西多摩ネットワーク  
Nishi-Tama Network

ホーム 特集 イベントパーク 公共施設等のご案内 ホット西多摩 協議会の取り組み お問い合わせ

西多摩ネットワークとは?  
豊かな自然と歴史・文化が息づく西多摩地域の魅力と地域活動、圏域内外へ広く発信していく、西多摩地域広域行政圏協議会が運営する情報サイトです。

西多摩地域広域行政圏協議会  
青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町

マークをクリックすると各市町村の公式ホームページにジャンプします。

青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町

特集  
地元しか知らない西多摩地域のとっておきの情報をジャンル別にそっと教えます。

イベントパーク  
西多摩地域で行われる様々な祭事やイベントを月別でお知らせします。

公共施設等のご案内  
西多摩地域の公共施設等をご紹介します。

ネット西多摩 (新着情報)

- 2012年03月02日 ふれあい館で川野車人形上演
- 2012年03月01日 日本一の場所蔵 吉野博彰「梅まつり」
- 2012年03月01日 「軽車・お構・便利」な電気自動車をご利用ください
- 2012年03月01日 『はむら さくらまつり』が開催されます!
- 2012年03月01日 【入場無料!】あきる野市郷土資料館まつり
- 2012年03月01日 カタクリの星がオープンします
- 2012年03月01日 日の出町「梅まつり」
- 2012年03月01日 弘浜の雪まつり

関連団体リンク サイトマップ サイトポリシー プライバシーポリシー

## 6 後援名義の使用承認

### (1) 23年度承認事業

#### ア 第20回青梅舞台芸術フェスティバル

- ①申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
- ②主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会  
(特) 子どもと文化のNPO 子ども劇場西多摩が実行委員会事務局となり、住民で実行委員会を構成する。
- ③実施期間 平成23年6月5日(日)から平成23年9月4日(日)まで
- ④実施場所 青梅市民会館、羽村コミュニティーセンター
- ⑤実施内容 ふれあい音楽祭、青少年演劇祭等を実施  
6月5日「スマイル Smile スマイル」於；青梅市民会館  
ミニサーカス、マジック、パントマイム、落語等の舞台芸術  
7月3日「アマチュア音楽団体による第18回ふれあい音楽祭」  
於；青梅市民会館  
9月4日「アートLive 2011 第10回青少年演劇祭」  
於；羽村コミュニティーセンター  
西多摩地域の高校演劇部等による公演  
参加者：延べ約1,400人
- ⑥承認期間 承認した日から平成23年9月4日(日)まで

#### イ 山のふるさと村音楽祭

- ①申請者 山のふるさと村音楽祭実行委員会委員長
- ②主催団体 山のふるさと村音楽祭実行委員会
- ③実施期間 平成23年11月6日(日)
- ④実施場所 東京都立奥多摩湖畔公園「山のふるさと村」
- ⑤実施内容 奥多摩郷土芸能、地元中学生ブラスバンド等の演奏を実施
- ⑥承認期間 承認した日から平成23年11月6日(日)まで

#### ウ 第6回親子で狂言に親しもう

- ①申請者 特定非営利活動法人 日本伝統芸術文化協会理事長
- ②主催団体 特定非営利活動法人 日本伝統芸術文化協会
- ③実施期間 平成24年6月10日(日)
- ④実施場所 青梅市民会館
- ⑤実施内容 大藏狂言
- ⑥承認期間 承認した日から平成24年6月10日(日)まで

## (2) 西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

### (目的)

**第1条** この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (承認の基準)

**第2条** 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

**2** 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

### (申請の手続)

**第3条** 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

### (承認の条件)

**第4条** 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

**(承認の取消し)**

**第5条** 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

**(実績報告)**

**第6条** 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

**(委任)**

**第7条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

## 平成23年度歳入歳出決算

### 総括表

#### 1 一般会計

(単位：円)

区 分	平成23年度	平成22年度	備 考
収入済額	3,916,193	7,788,627	
支出済額	2,028,938	6,181,174	
差引残額	1,887,255	1,607,453	

差引残額の1,887,255円は、24年度へ繰り越す。

#### 2 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区 分	平成23年度	平成22年度	備 考
収入済額	8,000,000	8,000,000	
支出済額	8,000,000	8,000,000	
差引残額	0	0	

#### 3 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区 分	平成23年度	平成22年度	備 考
収入済額	396,520	660,760	
支出済額	388,762	408,240	
差引残額	7,758	252,520	

差引残額の7,758円は、24年度へ繰り越す。

#### 4 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業特別会計

(単位：円)

区 分	平成23年度	平成22年度	備 考
収入済額	2,500,000	0	(財) 東京市町村自治調査会助成金
支出済額	2,500,000	0	
差引残額	0	0	

#### 5 西多摩地域の情報発信力向上のためのホームページ(Webサイト)改修事業特別会計

(単位：円)

区 分	平成23年度	平成22年度	備 考
収入済額	2,430,750	0	(財) 東京市町村自治調査会助成金
支出済額	2,430,750	0	
差引残額	0	0	

## 平成23年度歳入歳出決算事項別明細書

### 1 一般会計

( 歳 入 )

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	2,303,000	2,303,000	0			市町村負担額
1 負担金	2,303,000	2,303,000	0			青 梅 市 651,000
1 負担金	2,303,000	2,303,000	0	1 負担金	2,303,000	福 生 市 330,000
						羽 村 市 318,000
						あきる野市 417,000
						瑞 穂 町 225,000
						日 の 出 町 152,000
						檜 原 村 98,000
						奥 多 摩 町 112,000
2 繰越金	1,499,000	1,607,453	108,453			
1 繰越金	1,499,000	1,607,453	108,453			
1 繰越金	1,499,000	1,607,453	108,453	1 前年度繰越金	1,607,453	平成22年度からの繰越金 1,607,453
3 諸収入	10,000	5,740	△ 4,260			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000	1 預金利子	0	普通預金利子収入 0
2 雑入	9,000	5,740	△ 3,260			
1 雑入	9,000	5,740	△ 3,260	1 雑入	5,740	雇用保険料 5,740
歳入合計	3,812,000	3,916,193	104,193			

( 歳 出 )

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 会議費	474,000		474,000		411,290	62,710	1 協議会・副市町村長会経費
1 会議費	474,000		474,000		411,290	62,710	食糧費 4,300
1 会議費	474,000		474,000	1 報酬	370,000	11,500	2 幹事会・事務局会議経費
				11 需用費	104,000	51,210	食糧費 14,130
							3 部会分科会経費
							食糧費 29,160
							4 審議会経費
							委員報酬 358,500
							食糧費 5,200

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明	
	当初予算額	流用増減額	計	区 分				金 額
2 事 務 費	2,708,000	0	2,708,000			1,443,410	1,264,590	1 協議会事務局経費
1 事 務 費	2,708,000	0	2,708,000			1,443,410	1,264,590	共 済 費 16,149
1 事 務 費	2,708,000	0	2,708,000	4 共済費	241,000	16,149	224,851	臨時職員 956,515
				7 賃 金	1,421,000	956,515	464,485	普通旅費 10,500
				9 旅 費	236,000	10,500	225,500	特別旅費 0
				10 交際費	70,000	580	69,420	交 際 費 580
				11 需用費	363,000	238,186	124,814	消耗品等 48,346
				12 役務費	72,000	30,000	42,000	印 刷 費 189,840
				14 使用料及び 賃借料	270,000	186,480	83,520	郵 送 料 30,000 賃 借 料 186,480
				19 負担金補助 及び交付金	35,000	5,000	30,000	負 担 金 5,000 広域行政圏整備推進協議会 負担金 5,000 全国広域行政圏事務局長会 議負担金 0
3 活 動 費	100,000	0	100,000			15,000	85,000	1 要望等活動経費
1 活 動 費	100,000	0	100,000			15,000	85,000	需 用 費 15,000
1 活 動 費	100,000	0	100,000	11 需用費	100,000	15,000	85,000	
4 調 査 研 究 費	430,000	0	430,000			159,238	270,762	1 広域圏調査研究費
1 調 査 研 究 費	430,000	0	430,000			159,238	270,762	車 輛 借 上 料 0
1 調 査 研 究 費	430,000	0	430,000	12 役務費	129,000	123,238	5,762	2 西多摩ネットワーク事業費
				13 委託料	99,000	36,000	63,000	通 信 運 搬 費 123,238
				14 使用料及び 賃借料	202,000	0	202,000	保 守 委 託 料 36,000
5 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000	
歳 出 合 計	3,812,000	0	3,812,000			2,028,938	1,783,062	

歳入歳出差引残額 1,887,255円 24年度へ繰越

平成24年7月11日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

## 2 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

( 歳 入 )

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	8,000,000	8,000,000	0			市町村負担額
1 負担金	8,000,000	8,000,000	0			青 梅 市 2,260,000
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会負担金	8,000,000	8,000,000	0	1 負担金	8,000,000	福 生 市 1,145,000 羽 村 市 1,106,000 あ き る 野 市 1,448,000 瑞 穂 町 782,000 日 の 出 町 530,000 檜 原 村 339,000 奥 多 摩 町 390,000
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

( 歳 出 )

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000	13委託料	8,000,000	8,000,000	0	西多摩地域広域行政圏 体育大会開催委託料  8,000,000
歳出合計	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	

歳入歳出差引残額 0円

平成24年7月11日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

### 3 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

( 歳 入 )

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	144,000	144,000	0			市町村負担額
1 負担金	144,000	144,000	0			青 梅 市 41,000
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業 負担金	144,000	144,000	0	1 負担金	144,000	福 生 市 21,000 羽 村 市 20,000 あ き る 野 市 26,000 瑞 穂 町 14,000 日 の 出 町 9,000 檜 原 村 6,000 奥 多 摩 町 7,000
2 繰越金	251,000	252,520	1,520			
1 繰越金	251,000	252,520	1,520			
1 繰越金	251,000	252,520	1,520	1 前年度繰越金	252,520	平成22年度からの繰越金 252,520
歳入合計	395,000	396,520	1,520			

( 歳 出 )

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	395,000		395,000		388,762	6,238	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	395,000		395,000		388,762	6,238	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	395,000		395,000	11 需用費	395,000	388,762	6,238 市町村立図書館広域利用周知用しおり印刷費  388,762
歳出合計	395,000		395,000		388,762	6,238	

歳入歳出差引残額 7,758円 24年度へ繰越

平成24年7月11日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

#### 4 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業特別会計

( 歳 入 )

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 諸 収 入	2,500,000	2,500,000	0			(財) 東京市町村自治調査会助成金
1 雑 入	2,500,000	2,500,000	0			2,500,000
1 雑 入	2,500,000	2,500,000	0	1 助成金	2,500,000	
歳 入 合 計	2,500,000	2,500,000	0			

( 歳 出 )

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	2,500,000		2,500,000			2,500,000	0	
1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業費	2,500,000		2,500,000			2,500,000	0	
1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業費	2,500,000		2,500,000	13委託料	2,500,000	2,500,000	0	西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討事業委託料 2,500,000
歳 出 合 計	2,500,000		2,500,000			2,500,000	0	

歳入歳出差引残額 0円

平成24年7月11日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

## 5 西多摩地域の情報発信力向上のためのホームページ（Webサイト）改修事業

（歳入）

（単位：円）

科目	予算現額	収入済額	過不足額	区分	金額	説明
1 諸収入	2,500,000	2,430,750	△ 69,250			(財) 東京市町村自治調査会助成金
1 雑収入	2,500,000	2,430,750	△ 69,250			2,430,750
1 雑収入	2,500,000	2,430,750	△ 69,250	1 助成金	2,430,750	
歳入合計	2,500,000	2,430,750	△ 69,250			

（歳出）

（単位：円）

科目	予算現額					支出済額	不用額	説明
	当初予算額	流用増減額	計	区分	金額			
1 事業費	2,500,000		2,500,000			2,430,750	69,250	
1 西多摩地域の情報発信力向上のためのホームページ（Webサイト）改修事業費	2,500,000		2,500,000			2,430,750	69,250	
1 西多摩地域の情報発信力向上のためのホームページ（Webサイト）改修事業費	2,500,000		2,500,000	13委託料	2,500,000	2,430,750	69,250	ホームページ（Webサイト）改修委託料 2,430,750
歳出合計	2,500,000		2,500,000			2,430,750	69,250	

歳入歳出差引残額 0円

平成24年7月11日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

## 8 実施計画事業に対する財源確保状況

### (1) 東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業

#### ア 共同事業

(単位：千円)

区分	西多摩地域広域行政圏体育大会	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	計画の策定および推進事務		
事業内容	協議会と西多摩地域体育協会連絡協議会との共催により体育大会を開催	西多摩の市町村区域内にあるすべての市町村立図書館の広域利用を実施	広域行政圏計画の策定及び事業実施のための連絡調整経費	合計	交付金額
事業費	8,000	388	2,303	10,691	9,269
負担金	8,000	388	2,303	10,691	9,269
青梅市	2,260	110	651	3,021	2,621
福生市	1,145	55	330	1,530	1,326
羽村市	1,106	54	318	1,478	1,281
あきる野市	1,448	70	417	1,935	1,678
瑞穂町	782	38	225	1,045	905
日の出町	530	26	152	708	614
檜原村	339	16	98	453	392
奥多摩町	390	19	112	521	452
負担金交付金算出の考え方	均等割 30% 人口割 70% (平成 22.9.1 現在)	均等割 30% 人口割 70% (平成 22.9.1 現在)	均等割 30% 人口割 70% (平成 22.9.1 現在)		

#### イ 個別事業

該当なし

## 付 属 資 料

### ○ 西多摩地域広域行政圏協議会規約

#### 第1章 総則

##### (目 的)

第1条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

##### (名 称)

第2条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

##### (協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

##### (担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

##### (事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

#### 第2章 組織

##### (組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員7人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

##### (会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

##### (事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

### 第3章 会 議

#### (会 議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

#### (会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

#### (会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

#### (幹事会等)

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

#### (審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

### 第4章 財 務

#### (経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

#### (歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

#### (予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるとき

は、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

## 第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とある

のは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

(組 織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委 員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報 酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶 務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

(平成6年8月5日第8条(会議)の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年2回定例的に開催し、1回は全体会議、1回は代表者会議とする。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。
- 3 全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

(会 議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(幹 事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

(目的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

(部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

(1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

(2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

(3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

(4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

(5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

(委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および助役会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成5年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に  
関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(2) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（平成24年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 長	竹 内 俊 夫	
委 員	檜 原 村 長	坂 本 義 次	(会長職務代理)
〃	羽 村 市 長	並 木 心	(監事)
〃	福 生 市 長	加 藤 育 男	
〃	あ き る 野 市 長	臼 井 孝	
〃	瑞 穂 町 長	石 塚 幸右衛門	
〃	日 の 出 町 長	橋 本 聖 二	
〃	奥 多 摩 町 長	河 村 文 夫	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（平成24年3月31日現在）

会 長	あ き る 野 市 議 会 議 員	澤 井 敏 和
副 会 長	奥 多 摩 町 議 会 議 員	清 水 典 子
委 員	青 梅 市 議 会 議 員	浜 中 啓 一
〃	〃	下 田 盛 俊
〃	〃	榎 戸 直 文
〃	福 生 市 議 会 議 員	田 村 昌 巳
〃	〃	青 海 俊 伯
〃	〃	清 水 義 朋
〃	羽 村 市 議 会 議 員	瀧 島 愛 夫
〃	〃	石 居 尚 郎
〃	〃	橋 本 弘 山
〃	あ き る 野 市 議 会 議 員	松 原 敏 雄
〃	〃	岡 野 悦 史
〃	瑞 穂 町 議 会 議 員	青 山 晋 彦
〃	〃	高 水 永 雄
〃	〃	近 藤 浩 浩
〃	日 の 出 町 議 会 議 員	加 藤 光 徳
〃	〃	大 澤 言 枝
〃	〃	星 野 茂 茂
〃	檜 原 村 議 会 議 員	土 屋 國 武
〃	〃	山 寄 源 重
〃	〃	中 村 賢 次
〃	奥 多 摩 町 議 会 議 員	師 岡 伸 公
〃	〃	酒 井 正 利

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（平成24年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 副 市 長	下 田 掌 久	
委 員	奥 多 摩 町 副 町 長	村 木 義 雄	(会長職務代理)
〃	福 生 市 副 市 長	坂 本 昭	
〃	羽 村 市 副 市 長	北 村 健	
〃	あきる野市副市長	萩 原 豊 吉	
〃	瑞 穂 町 副 町 長	杉 浦 裕 之	
〃	日 の 出 町 副 町 長	細 渕 清	
〃	檜 原 村 副 村 長	乙 津 好 男	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事・事務局員名簿（平成24年3月31日現在）

幹 事	青 梅 市 企 画 調 整 課 長	小 山 高 義
〃	福 生 市 企 画 財 政 部 長	福 島 秀 男
〃	福 生 市 企 画 調 整 課 長	天 野 幸 次
〃	羽 村 市 企 画 部 長	桜 沢 修
〃	羽 村 市 企 画 課 長	橋 本 昌
〃	あきる野市企画政策部長	尾 崎 喜 己
〃	あきる野市企画政策課長	田 中 信 行
〃	瑞 穂 町 企 画 部 長	鳥 海 俊 身
〃	瑞 穂 町 企 画 課 長	栗 原 裕 之
〃	日 の 出 町 企 画 調 整 担 当 参 事	木 崎 孝 二
〃	檜 原 村 企 画 財 政 課 主 幹	久 保 嶋 光 浩
〃	奥 多 摩 町 企 画 財 政 課 長	加 藤 一 美
事務局長	青 梅 市 企 画 部 長	古 屋 孝 男
事務局次長	—	岡 山 敏 文
事務局主査	—	小 峯 勝
事務局員	青 梅 市 企 画 調 整 担 当 主 査	関 根 真 吾
〃	福 生 市 企 画 調 整 担 当 主 査	中 島 雅 人
〃	羽 村 市 企 画 担 当 主 査	高 橋 誠
〃	あきる野市企画政策課担当主査	薄 丈 廣
〃	瑞 穂 町 企 画 係 長	高 橋 幹 夫
〃	日 の 出 町 企 画 係 長	岩 崎 浩
〃	檜 原 村 企 画 財 政 係 長	坂 本 雅 人
〃	奥 多 摩 町 特 命 担 当 主 幹 兼 企 画 調 整 係 長	清 水 信 行

## 平成 23 年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <http://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail [info@nishitama-kouiki.jp](mailto:info@nishitama-kouiki.jp)